

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

港湾統計年報印刷・製本業務について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則第165条第2項第2号（昭和39年福井県規則第11号）の規定により公告する。

平成31年2月15日

福井県福井港湾事務所長 野尻 洋一

記

1 契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 契約名称 | 港湾統計年報印刷・製本業務 |
| (2) 業務内容 | 港湾統計年報の印刷、製本 |
| (3) 履行期間 | 平成31年2月18日から平成31年3月22日まで |
| (4) 担当事務所 | 福井県福井港湾事務所 総務課
電話0776-82-1120
福井県坂井市三国町黒目32-2-1 |
| (5) 契約金額 | 124,200円 |

2 契約の相手方

福井市光陽2丁目3番22号
社会福祉法人 福井県セルフ 理事長 大館 嘉昭

3 契約年月日

平成31年2月15日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。